

志摩市観光休憩舎の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市観光休憩舎の設置及び管理に関する条例(令和3年志摩市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志摩市観光休憩舎利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第3条 市長は、前条に規定する申請書を受理し、当該利用の許可をしたときは志摩市観光休憩舎利用許可書(様式第2号)を、当該利用の許可しないときは志摩市観光休憩舎利用不許可通知書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。

(利用の許可の変更)

第4条 前条の規定により志摩市観光休憩舎(以下「観光休憩舎」という。)の利用の許可を受けた申請者(以下「利用者」という。)が、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、志摩市観光休憩舎利用変更許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理し、利用の許可を受けた事項の変更を許可したときは、志摩市観光休憩舎利用変更許可書(様式第5号)を利用者に交付するものとする。

(利用の許可の取消し等)

第5条 利用者は、利用開始前に観光休憩舎を利用しないこととなったときは、志摩市観光休憩舎利用取消届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第5条の規定により観光休憩舎の利用の許可を取り消したときは、志摩市観光休憩舎利用許可取消通知書(様式第7号)により当該利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(使用料等の納付)

第 6 条 条例第 6 条に規定する使用料は、観光休憩舎の利用の許可の際に納付するものとする。

(使用料の免除の基準)

第 7 条 条例第 6 条第 2 項に規定する使用料の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が行政上の必要により利用する場合
- (2) 市又は県若しくは国の事業で利用する場合
- (3) 市が共催する事業で利用する場合
- (4) 市内に設置された幼稚園、幼保園又は保育所が利用する場合であって、教育又は保育の実施上必要と認められる場合
- (5) 市内に設置された放課後児童クラブが利用する場合であって、放課後児童健全育成事業の実施上必要と認められる場合
- (6) 市内に設置された小中学校が利用する場合であって、学校における教育活動の一環として利用する場合
- (7) 市内に居住する心身障害者が個人利用する場合又はその者を主体とする団体が利用する場合
- (8) 地元自治会又は地元で地域振興のため活動する団体が、地域振興又は観光振興のために利用する場合
- (9) その他市長が特に認めたもの

(指定管理者による管理)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規定により観光休憩舎の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 2 条から第 5 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 6 条及び第 7 条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式中「志摩市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、観光休憩舎の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、志摩市観光休憩舎の設置及び管理に関する条例(令和 3 年志摩市条例第 号)の施行の日から施行する。